

## 大口町農業集落家庭排水施設の供用開始区域外の排水の流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成2年大口町条例第12号）第6条の規定に基づく供用開始区域外の排水の流入（以下「区域外流入」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(区域外流入の申請)

第2条 区域外流入をしようとするもの（以下「区域外流入申請者」という。）は、大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例施行規則（昭和60年大口町規則第2号）第2条に規定する受益者申告書を提出し、町長の許可を受けなければならない。

(区域外流入の許可)

第3条 町長は、前条の受益者申告書を受理したときは、次に掲げる事項を審査し、適当と認めたときは、区域外流入の許可をするものとする。

- (1) 取付管の新設をする場所は、管路の延長工事が不要でない土地であること。
- (2) 排水設備を設置する工作物が、五条川右岸の流域下水道計画区域外であること。
- (3) 排水の水量及び水質が排水施設の施設能力に支障を及ぼさないこと。
- (4) 排水設備の設置及び技術上の基準が法令等に適合していること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。

(分担金の納付)

第4条 区域外流入申請者は、汚水を排除しようとする工作物について、大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例（昭和60年大口町条例第11号）第4条に規定する分担金を町長が指定する期日までに納付しなければならない。

(工事の施行)

第5条 区域外流入に係る工事は、取付管までを町の単独工事とする。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成6年6月28日 大口町告示第48号)

この要綱は、告示の日から施行する。